

VI
192

新制大学の教員資格審査のための特別委員会要綱(案)

一、大学設置委員会に新制大学の教員資格審査のための特別委員会をおく。この特別委員会は第四特別委員会とする。

二、第四特別委員会は常任分科会と専門分科会とする。但し専門分科会に常任分科会で必要と認められたときこれをおくものとする。

春山 141

三、常任分科会は委員長、副委員長及び委員若干名でこれを組織する。専門分科会の委員は委員及び臨時委員の中から常任分科会の詮断を経常任委員会の承認を経て文部省に推薦する。

専門分科会の組織運営については専門分科会でこれを定める。

四、資格審査は次のように実施する。

審査の対象となる者は大学、大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校の教員その他の者で新制大学の教授として申請された者に限る。

6-3
206

審査は先づ常任分科会でこれを実施し、常任分科会で適格を留保さ

れた者はこれを専門分科会にかける。

審査に際しては参考として当該申請大学の学長(校長)若しくは教員の意見をきくことができる。

又専門分科会で審議した結果は常任分科会に報告し常任分科会より当該申請大学の審査会に連絡しその審査会において取まとめ常任委員会を経て総会に提出する。

五、第四特別委員会の審査は当該申請大学の審査会と併行してこれを行う。

六、特別委員会の議事の進行については、大学設置委員会との議事規則を準

用する。

備考

特別委員会の委員候補者は次の通りである。

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 駒田委員長 |
| 委員 | 末川委員 |
| 委員 | 永倉委員 |
| 委員 | 島田委員 |
| 委員 | 日高委員 |
| 委員 | 野上委員 |
| 委員 | 鳥養委員 |
| 委員 | 小池委員 |
| 委員 | 武田委員 |
| 委員 | 木下委員 |
| 委員 | 田島委員 |

新制大学の設置審査の特別委員会要綱(案)

一、大学設置委員会に新制大学の教員資格審査のための特別委員会をおく
この特別委員会は第四特別委員会とする。

二、第四特別委員会は常任分科会と専門分科会とする。

しし専門分科会には常任分科会で必要と認められたときこれをあつものとする。

三、常任分科会には委員長、副委員長及び委員若干名でこれを組織する。

専門分科会の委員は委員及び臨時委員の中から常任分科会の詮衡を経
常任委員会の承認を経て文部省に推薦する。

四、審査は次のように実施する。

養成諸学校の教員その他の者新制大学の教授として申請された者
の審査は先づ常任分科会でこれを実施し、常任分科会で道格を留保さ
れた者は、専門分科会にかけらる。

審査に際しては参考として当該申請大学の学長(校長)若しくは教員
の意見を聞くことができる。

専門分科会で審議した結果は常任分科会に報告し常任分科会より当
該申請大学の審査会に連絡しその審査会において取まとめ常任委員
会を經て総会に提出する。

五、第四特別委員会の審査は当該申請大学の審査会と併行してこれを行う
本、特別委員会の議事の進行については、大学設置委員会の議事規則を準
用する。

備考

特別委員会の委員候補者は次の通りである。

- | | |
|-------|-------|
| 委員長 | 副委員長 |
| 大森 恒枝 | 末川 宗良 |
| 岩崎 宗三 | 日高 宗良 |
| 高山 宗三 | 野上 宗良 |
| 小池 宗良 | 武田 宗良 |
| 鈴木 宗良 | 木下 宗良 |
| 田島 宗良 | |

新制大学の教員資格審査のための特別委員会要綱(案)

一 大学教員資格審査に新制大学の教員資格審査のたりの特別委員会を
置く。

二 この特別委員会は才四特別委員会とする。

三 才四特別委員会は常任分科会と専門分科会とする。但し専門分
科会には常任分科会が必要と認めたとする。この点をよく考へて
する。

三 常任分科会は委員長、副委員長及び委員若干名でこの会を組
織する。

専門分科会の委員は委員及び臨時委員の中から常任分科
会が幹事を経て常任委員会より承認を経て文部省に推薦
する。

専門分科会の組織運営については専門分科会がこれを定める。

四 資格審査は次のように実施する。

一 審査の対象となる者は大学、大学予科、高等学校、専
門学校、教員養成諸学校の教員その他者で新制大
学の教授として申請した者に限る。

二 審査は生づ常任分科会でこれを実施し、常任分科会
で通格を留保し、その者は、これを専門分科会にか
ける。

三 審査に際しては参考として当該申請大学の学長(校
長)若しくは教員の意見もよく取りこむべきである。

四 専門分科会の審査の結果は常任分科会に報告し
常任分科会も当該申請大学の審査会に連絡しその
審査会において取りこむ常任委員会を経て總會に提出
する。

五 才四特別委員会の審査は当該申請大学の審査会と併行して

こふを行ふ。

六 特別委員会の議事の進行については、大学設置委員会
の議事規則を準用する。

備考

特別委員会委員候補者次の通りとする。

委員長 副委員長

岡田委員 末川委員

東川委員

島田委員

山崎委員

日高委員

野上委員

島養委員

宮山委員

上田委員

武田委員

木下委員

鈴木委員

田島委員

